

CiCLE 事業における再委託契約書作成における注意書き

令和2年6月30日

国立研究開発法人日本医療研究開発機構
革新基盤創成事業部

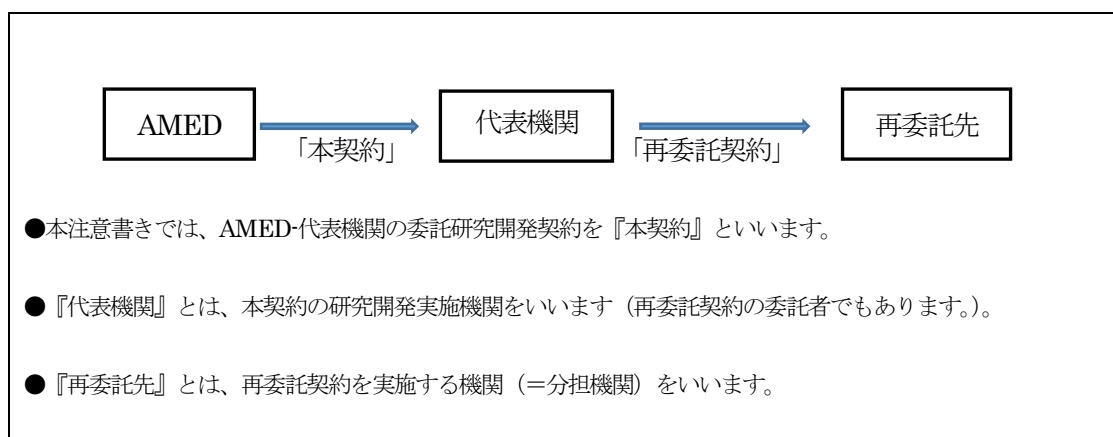
■代表機関と分担機関の間の再委託契約書の作成にあたって

再委託契約書の作成にあたっては、AMEDからの委託を受けた代表機関は、分担機関に対し、委託研究開発契約に基づき代表機関がAMEDに対して負うのと同内容及び同程度の義務を負わせるようにしてください。

本注意書きは、代表機関がAMEDとの委託研究開発契約に基づき別機関と再委託契約を締結する際に、ご参照いただければと存じます。

なお、本注意書きの用語については、次のように整理しています。

【用語の説明】



■ 本注意書きの使用方法

例：後記注意点一覧の右側部分の記載

第3項

再委託先に対しても、同様の義務を課してください。

以下の注意点一覧の右欄の「再委託契約における注意点」の内容を参考に、再委託契約の条項を設けてください。

■ 注意点一覧

●AMED 委託研究開発契約書 条文	●再委託契約における注意点
国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下、「甲」という。）は、《契約先》（以下、「乙」という。）と甲の医療研究開発革新基盤創成事業（以下、「本事業」という。）における研究開発の委託に関し、次のとおり合意し、委託研究開発契約（以下、「本契約」という。）を締結する。	

(契約項目)

甲は乙に対し、次の研究開発を委託し、乙はこれを受託する。

(1) 研究開発課題名：「《研究開発課題名》」(以下、「本研究開発課題」という。)

(2) 研究開発実施期間：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

(3) 研究開発費：《研究開発費》円を限度額とする。

(※1) 研究開発費の内訳は、研究開発実施計画書記載のとおりとする。

(※2) 研究開発費は、本委託研究開発に対し甲が行う評価等及び別記1第36条に定める規定により、甲が減額を行う場合がある。

(4) 研究開発目的及び内容：研究開発実施計画書記載のとおりとする。本委託研究開発の遂行に当たっては、甲が承認する研究開発実施計画書(甲の承認を得て変更されたものを含む。)に沿って進めるものとする。

(5) 契約一般条項：別記1のとおりとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 年 月 日

(甲) 東京都千代田区大手町一丁目7番1号

国立研究開発法人日本医療研究開発機構

契約担当職

理事長

三島 良直

(乙)

再委託契約の本文として、次の事柄を記載してください。

- ・契約当事者
- ・再委託契約が本契約の一部を再委託するものであること。
- ・その他契約内容を特定する事項

(契約項目の(2))

・再委託契約の期間設定は、本契約の期間内をお願いします。

(契約項目の(3))

・委託研究開発費の金額及び委託研究開発費に含まれる消費税額及び地方消費税額の記載をお願いします。

・費目間流用については、再委託先における流用の承認についてもAMEDの承認が必要となりますので、以下の内容について再委託先と約定してください。

本委託研究開発の遂行上必要に応じ、乙(代表機関)および再委託先は、研究開発実施計画書「5. 研究開発費内訳 <合計>」の表中、それぞれに配分された直接経費の大項目の全部または一部を、他の直接経費の大項目に流用することができるものとする。大項目間の流用額が、直接経費の総額の50%(この額が500万円に満たない場合は500万円)を超えない場合には、事前の申請なく流用が可能です。流用の基準を超える場合は、事前にAMEDによる承認が必要となります。

●AMED 委託研究開発契約書 条文	●再委託契約における注意点
<p>(定義)</p> <p>第 1 条 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)「本委託研究開発」とは、本事業の下で甲から乙に対して委託される本研究開発課題として研究開発担当者によって遂行される研究開発全体をいう。</p> <p>(2)「本委託契約等」とは、本委託研究開発を実施するために甲と乙との間で締結する契約（本契約及び本契約に付随する契約を含む。）を総称していう。</p> <p>(3)「研究開発費」とは、本委託研究開発遂行のために本委託契約等に基づいて甲から乙に支払われる費用であり、直接経費と一般管理費の合計をいう。ただし、第 25 条の規定により再委託が認められた場合は、当該経費を加算した額をいう。</p> <p>(4)「直接経費」とは、本委託研究開発に直接的に要する経費をいう。</p> <p>(5)「一般管理費」とは、本委託研究開発の実施に伴う乙の機関の管理等に必要な経費をいう。</p> <p>(6)「研究開発担当者」とは、本委託研究開発の研究開発実施計画書において、乙において本委託研究開発を中心的に行う者として「研究開発担当者」として記載された者をいう。</p> <p>(7)「研究者等」とは、研究開発担当者及び乙に所属し又は乙からの委嘱を受け、研究開発担当者の下で本委託研究開発に従事する技術者、研究員その他の者を個別に又は総称していう。</p> <p>(8)「研究開発実施期間」とは、本委託契約等に基づき本委託研究開発を行う期間（本委託研究開発が中止された場合はその時までの期間）をいう。</p> <p>(9)「事務処理要領」とは、本委託研究開発の事務処理のために甲が定める事務処理要領（本契約締結後に改訂されたものを含む。）をいう。</p> <p>(10)「事業年度」とは、各年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間をいう。</p> <p>(11)「研究開発実施計画書」とは、本委託研究開発に関する研究開発実施計画書（甲の承認を得て変更されたものを含む。）をいう。</p> <p>(12)「本研究開発成果」とは、本委託研究開発を実施した結果として得られた成果をいう。成果有体物及び新権利を含むが、これらに限らない。</p> <p>(13)「知的財産権」とは、以下に掲げるものを総称していう。 ア 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）に規定する特許権（以下、「特許権」という。）、特許法に規定する特許を受ける権利、 実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）に規定する実用新案権（以下、「実用新案権」という。）、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、 意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に規定する意匠権（以下、「意匠権」という。）、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）に規定する回路配置利用権（以下、「回路</p>	<p>・再委託契約において、適宜必要な定義規定を設けてください。</p>

●AMED 委託研究開発契約書 条文	●再委託契約における注意点
<p>配置利用権」という。)、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に規定する育成者権（以下、「育成者権」という。）、種苗法に規定する品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利</p> <p>イ 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定する著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に規定するすべての権利を含む）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下、「著作権」と総称する。）</p> <p>ウ 秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲及び乙協議の上、特に指定するもの（以下、「ノウハウ」という。）を使用する権利</p> <p>（14）「成果有体物」とは、以下に掲げるものに該当する、学術的・財産的価値その他の価値のある有体物をいう。</p> <p>（i）研究開発の際に創作又は取得されたものであつて研究開発の目的を達成したことを示すもの</p> <p>（ii）研究開発の際に創作又は取得されたものであつて（i）を得るために利用されるもの</p> <p>（iii）（i）又は（ii）を創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの</p> <p>（15）「発明等」とは、特許権の対象となるものについてはその発明、実用新案権の対象となるものについてはその考案、意匠権の対象となるものについてはその意匠、回路配置利用権の対象となるものについてはその配置回路、著作権の対象となるものについてはその著作物、種苗法第 2 条第 2 項に規定する品種及び育成者権の対象となるものについてはその品種並びにノウハウの対象となるものについてはその案出をいう。</p> <p>（16）「実施」（ただし、第 13 条第 1 項（2）から（3）、第 16 条第 7 項、第 18 条第 2 項、第 19 条第 9 項、及び第 23 条第 3 項）において使用されるものに限る。）とは、特許法（昭和 34 年法律第 121 号）第 2 条第 3 項に定める行為、実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）第 2 条第 3 項に定める行為、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）第 2 条第 2 項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）第 2 条第 3 項に定める行為、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）第 2 条第 5 項に定める行為、著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利に基づく利用行為並びにノウハウを使用する行為をいう。</p> <p>（17）「専用実施権等」とは、特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権（仮専用実施権を含む）又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権をいう。</p> <p>（18）「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、国の府省庁が策定する不正行為等への対応に関する指針及びガイドラインを総称していう。</p> <p>（19）「甲の不正行為等対応規則」とは、甲が定める「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」（その後の改正を含む。）その他不正行為等への対応について甲が定める規則を総称</p>	<p>（第 1 条（13）号のウ）</p> <p>・代表機関と再委託先の協議の結果、知的財産権を再委託先に帰属させることとした場合であっても、ノウハウとして取り扱われるためには、本契約に定めるとおり、AMED との協議の上で、特に指定される必要があります。</p>

●AMED 委託研究開発契約書 条文	●再委託契約における注意点
<p>している。</p> <p>(20)「甲の利益相反管理規則」とは、甲が定める「研究活動における利益相反の管理に関する規則」（その後の改正を含む。）その他利益相反管理について甲が定める規則を総称している。</p> <p>(21)「法令等」とは、法律、政令、規則、命令、条例、通達、ガイドライン、指針その他一切の規制を総称している。</p> <p>(22)「委託研究開発実績報告書」とは、乙が研究開発実施期間終了後に本研究開発成果の内容及び研究開発費の使用実績を報告するために甲に提出する報告書をいう。</p> <p>(23)「不正行為等」とは、以下に掲げる不正行為、不正使用及び不正受給を総称している。</p> <p>ア「不正行為」とは、研究者等により研究開発活動において行われた、故意又は研究者等としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等（以下、「論文等」という。）の捏造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。 ii 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。 iii 盗用 他の研究者等のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者等の了解又は適切な表示なく流用すること。 <p>イ「不正使用」とは、研究者等による、故意又は重大な過失による、競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用（研究計画その他に記載した目的又は用途、法令等、機構との間の契約等及び機構の応募要件に違反した競争的資金等の使用を含むがこれらに限られない。）をいう。</p> <p>ウ「不正受給」とは、研究者等が、偽りその他不正の手段により競争的資金等を受給することをいう。</p> <p>(24)「競争的資金等」とは、①内閣府において「資金配分主体が、広く研究課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金」として競争的資金と整理され内閣府に登録されている研究資金、②①以外で国の行政機関及び独立行政法人（甲を含む。）が直接配分する研究活動を行う研究資金、③その他国の行政機関から予算が配分され又は措置され、大学等自ら又は他に配分され研究活動を行う研究資金を総称している。</p> <p>(25)「原権利」とは、本委託研究開発の実施に必要な知的財産</p>	

●AMED 委託研究開発契約書 条文	●再委託契約における注意点
<p>権として、第 18 条第 1 項に定める権利をいう。また、当該知的財産権の出願人又は保有者を「原権利者」という。</p> <p>(26)「独占的通常実施権等」とは、知的財産権の出願人又は保有者が許諾する通常実施権（出願中にある場合は仮通常実施権）であって、当該知的財産権の出願人又は保有者が自らの実施権原を留保せず、かつ当該通常実施権者以外の者に対しては一切の実施権を設定又は許諾しない旨の特約を付したものをいう。</p> <p>(27)「新権利」とは、本委託研究開発を実施した結果として新たに得られた知的財産権をいう。</p> <p>(28)「対象データ」とは、本事業に関連して、創出、取得または収集されたデータ（当該データと同一性が認められる限度で当該データを処理したものを含む。）をいい、「派生データ」は、「対象データ」を元に、技術的に復元不可能な処理がされ、対象データと同一性が認められないデータをいう。</p> <p>(29)「関係省庁」とは、甲に事業資金を交付している省庁及び内閣府並びに会計検査院をいう。</p>	
<p>第 2 条 甲は、乙に委託する本委託研究開発に関して、本契約の契約項目に定めるものの他、以下のとおり定める。</p> <p>(1) 研究開発の費用の負担割合</p> <p>ア 第 20 条第 1 項に定める本委託研究開発の達成確認において目標達成が確認された場合：本委託研究開発の費用は乙が全額負担するものとする。</p> <p>イ 第 20 条第 1 項に定める本委託研究開発の達成確認において目標未達が確認された場合：本委託研究開発の費用の 9 割を甲が負担し、1 割を乙が負担するものとする。</p> <p>ウ 第 31 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項第 1 号に定める事由により本委託研究開発が終了した場合：本委託研究開発の費用は乙が全額負担するものとする。</p> <p>エ 第 31 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号並びに同条第 2 項第 3 号、第 5 号及び第 6 号に定める理由により本委託研究開発が中止され終了した場合：本委託研究開発の費用負担の割合は甲乙の協議により決定するものとする。</p> <p>(2) 担保の設定：乙は、本契約締結と同時に甲乙間で合意する担保権設定契約により、第 22 条第 1 項で定める目標達成時研究開発費精算金、第 23 条第 1 項で定める目標未達時研究開発費精算金、第 31 条第 6 項で定める中止時研究開発費精算金、第 32 条第 2 項に基づく損害賠償請求権（支払済みの研究費相当額を含む。）、第 37 条第 3 項に定める損害賠償請求権及び違約金請求権並びに前項エの定めに基づき乙の負担分とされた研究開発費相当額についての甲に対する精算金（以下総称して、「研究開発費精算金等」という。）を被担保債権として不動産の根抵当権若しくは預貯金、有価証券（自社株は不可）に対する質権を設定し、又は甲の認める金融機関等をして甲と保証契約を締結せしめるものとする。</p> <p>(3) 前号に係る一切の費用は、乙が負担する。甲が乙に代わって当該費用を立て替え支払った場合には、乙は、当該支払日を</p>	<p>再委託契約において、本条は不要です。</p>

●AMED 委託研究開発契約書 条文	●再委託契約における注意点
<p>起算点として、甲の支払金額につき、年3%の割合により計算した額の損害賠償金を加算して甲に支払うものとする。</p> <p>2 甲は、第6条各項及び研究開発実施計画書に基づいて研究開発費を分割して乙に支払うものとする。</p> <p>3 乙は、本委託研究開発が終了した場合、その終了事由に応じて確定した本委託研究開発の費用の負担割合に基づき精算を行い、本契約の定めに従い甲に対し受領した研究開発費の全部又は一部に相当する金額を研究開発費精算金として支払わなければならない。</p>	
<p>(善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守)</p> <p>第3条 乙は、本事業の趣旨を踏まえつつ、本委託契約等、研究開発実施計画書、事務処理要領及び本委託研究開発にかかる公募要領並びに本事業又は本委託研究開発の遂行に関して甲が示す通知等の文書の定めを遵守して、本委託研究開発を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。</p> <p>2 乙は、本委託研究開発を実施する上で、研究開発費の原資が公的資金であることを十分認識し、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則及び甲の利益相反管理規則並びに関係する法令等を遵守し、かつ、研究者等に遵守せしめるものとし、また、本委託研究開発を効率的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 乙は、乙の責任において、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則に基づき、必要な措置を行わなければならない。また、甲は、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則に従って、乙に対する指示及び措置等を行うことができるものとし、乙は甲の指示及び措置等に従うものとする。</p> <p>4 乙は、乙の責任において、甲の利益相反管理規則に基づき、必要な措置を行わなければならない。また、甲は、甲の利益相反管理規則に従って、乙に対する指示及び措置等を行うことができるものとし、乙は甲の指示及び措置等に従うものとする。</p>	<p>(第3条 第1項、第2項)</p> <p>代表機関は、再委託先に対して、同様の事柄につき遵守・実施等させるよう義務づけてください。付加的な義務については、必要に応じて適宜再委託先に対して義務づけて頂いて構いません。</p> <p>(第3項)</p> <p>再委託先に対しても、同様の義務を課してください。</p> <p>再委託先において発生した本委託研究開発に関する不正行為等については、AMED は再委託先に直接または／及び代表機関を通じて再委託先に対し、本契約で定義する国の不正行為等対応ガイドライン及びAMED の不正行為等対応規則に基づく指示及び措置を講じることとなります。したがって、代表機関は、再委託先に対して、AMED からの直接の指示または／及び代表機関を通じた AMED からの指示・措置に応じた対応ができるよう、再委託先に対して適切な義務を課してください。</p> <p>(第4項)</p> <p>・再委託先に対し、同様の義務を課してください。</p> <p>AMED は、AMED 利益相反管理規則に従い、再委託先に直接または／及び代表機関を通じて、再委託先に対して指示及び措置をする場合があります。したがって、代表機関は、再委託先に対し、AMED からの直接の指示または／及び代表機関を通じた AMED から</p>

●AMED 委託研究開発契約書 条文	●再委託契約における注意点
<p>5 乙は、国のガイドライン等及び甲が別途通知する内容に従い、研究者等について研究倫理に関する教育等の履修をさせなければならない。</p>	<p>の指示・措置に対応できるよう、適切な義務を課してください。</p> <p>(第5項)</p> <p>・再委託先に対し、同様の義務を課してください。</p>
<p>(乙の利益相反管理規則等の遵守に関する報告)</p> <p>第4条 乙は、甲が別途定める様式による「利益相反管理報告書」により、甲の利益相反管理規則に従った乙における研究者等の利益相反管理の実施の有無等につき、甲が定める期日までに甲に対して報告しなければならない。</p> <p>2 乙は甲が別途定める様式による「委託研究開発実績報告書」により、研究者等による本委託研究開発にかかる国の倫理指針等の遵守状況について、甲の定める期日までに甲に対して報告しなければならない。</p> <p>3 乙は、前条第5項に従って研究者等に履修させた研究倫理に関する教育等に関して、甲が別途定める様式による「研究倫理教育プログラム履修状況報告書」により、甲に対して状況の報告を行うものとする。</p> <p>4 乙が第25条に基づき再委託を行う場合には、乙は、再委託先において本委託研究開発に従事する研究者等について、前三項に基づく甲への報告義務を遵守させ、各報告書を取りまとめるものとする。</p>	<p>(第4条 第1項、第2項)</p> <p>・再委託先は、AMEDの指定する様式に従って各報告書を作成し、代表機関を通じてAMEDに提出することとなります。再委託契約においては、再委託先に、報告書の作成及び提出義務を課してください。</p> <p>(第3項)</p> <p>・代表機関は、再委託先に対し、AMEDが定める研究倫理教育プログラムの履修状況を報告するよう義務づけてください。 →代表機関は、AMEDに対し、再委託先の履修状況を含め、AMEDが定める様式の報告書に記載する形で報告することとなります。</p> <p>(第4項)</p> <p>・再委託先からの委託(AMEDからみれば、再々委託)はできませんので、同項に相当する規定は不要です。</p>
<p>(乙の表明保証)</p> <p>第5条 乙は、研究開発担当者及び研究開発実施計画書において分担担当者とされた者が、国の不正行為等対応ガイドライン又は甲の不正行為等対応規則に基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者(ただし、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。)ではないことを表明し保証する。</p>	<p>(第5条)</p> <p>・代表機関は、再委託先に対し、再委託先の分担担当者について、国の不正行為等対応ガイドラインに基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者(但し、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。)ではないことにつき、表明保証をさせてください。 →<u>本事業への参加が確認された場合、本契約自体の解除事由となりえますので、十分注意してください。</u> <u>本契約が解除された場合、それに伴い同時に再委託契約も終了することになりますので、ご注意ください。</u></p>

●AMED 委託研究開発契約書 条文	●再委託契約における注意点
<p>2 乙は、国の不正行為等対応ガイドライン又は甲の不正行為等対応規則に基づく本調査（以下、「本調査」という。）の対象となっている者が研究開発担当者及び分担担当者である場合には、当該対象者について、本契約締結日前までに甲に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき甲の了解を得ていることを表明し保証する。</p> <p>3 乙は、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していることを表明し保証する。</p>	<p><u>※代表機関は、自己に所属する研究開発担当者のみならず、再委託先に所属する分担担当者についても表明保証していただきますのでご注意ください。</u></p> <p><u>（第2項）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 代表機関は、再委託先に対し、再委託先の分担担当者について、国の不正行為等対応ガイドラインに基づく本調査の対象となっている場合には、本契約締結日までに代表機関に通知し、当該研究者等の取扱いにつき代表機関を通じて AMED から了解を得ていることを表明保証させてください。 →再委託先が代表機関を通じて AMED に通知せずまたは代表機関が再委託先の本調査中の研究者等の取扱いにつき了解を得ていない場合、本契約自体の解除事由となり、本契約が解除された場合にはそれに伴い同時に再委託契約も終了することとなりますのでご注意ください。 <p><u>※代表機関は、自己に所属する研究開発担当者のみならず、再委託先に所属する分担担当者についても表明保証していただきますのでご注意ください。</u></p> <p><u>（第3項）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 代表機関は、再委託先に対し、同様の事項につき表明保証させてください。
<p>（研究開発費の支払い）</p> <p>第6条 乙は、事業年度毎に研究開発費として必要な金額について、最初の事業年度は契約締結日の属する月の翌月末日まで、次事業年度以降は当該事業年度5月末日までに、甲が別途指定する様式にて研究開発費の請求書を作成し、甲にこれを送付する。請求書に記載される金額の総額は、直接経費、一般管理費及び再委託費の合計額とし、一般管理費は、直接経費に10%を上限とした一般管理費割合を乗じた額を超えないものとする。</p> <p>2 甲は、当該請求書が前項の定めに従ったものである限りにおいて、これが甲に到達した日の属する月の翌月末日までに、当該請求書に記載された研究開発費の請求額を乙に支払うものとする。</p> <p>3 甲は、前項の支払いを遅滞したときは、未払金額に対して支払期限の翌日から甲の取引銀行において支払手続をとった日までの日数に応じ、年3%の割合により計算した金額を遅延利息として、乙に支払うものとする。ただし、支払いの遅滞が、天災地変等甲の責に帰することができない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものと</p>	<p><u>（第6条関係）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費は、直接経費の10%以内としてください。

●AMED 委託研究開発契約書 条文	●再委託契約における注意点
する。	
<p>(技術援助)</p> <p>第 7 条 甲は、本委託研究開発の遂行にあたり乙が必要とする場合、原権利者から、乙が本委託研究開発の実施に合理的に必要な範囲で技術援助を受けられるよう努める。</p> <p>2 前項に規定する技術援助に要する費用は、乙が負担する。</p>	必要に応じて規定してください。
<p>(帳簿等の整理)</p> <p>第 8 条 乙は、本委託研究開発に要した直接経費を明らかにするため、本委託研究開発に関する独立した帳簿を常に整備し、支出の証拠書類と共に、契約項目 (2) に定める研究開発実施期間終了後 5 年間が経過するまで保管するものとする。</p> <p>2 甲は、前項の帳簿及び証拠書類を閲覧することができるものとし、乙は、甲からかかる閲覧の求めがあった場合、これに応じなければならない。</p>	再委託先に対する委託費の確定は、原則として代表機関に行っていただきますので、代表機関が AMED から要求される証憑等の整理と同等の義務を課してください。
<p>(計画の変更)</p> <p>第 9 条 乙は、研究開発実施計画書に記載された本委託研究開発の内容を変更しようとする場合には、事務処理要領に従い、必要な手続きを行うものとする。</p> <p>2 甲は、前項の計画の変更を認めるにあたって、条件を附すことができる。</p>	再委託先に対し、同様の義務を課してください。
<p>(物品の帰属等)</p> <p>第 10 条 乙が直接経費により取得した物品(以下、「取得物品」という。)及び乙の施設及び設備等に効用を増加させた部分(以下、「効用増加物品」という。)の所有権は、乙に帰属するものとする。乙は、取得物品及び効用増加物品を、甲の事前の承諾なく本委託研究開発以外の業務に使用し、譲渡し、貸与し又は担保に供してはならない。</p>	所有権を再委託先に帰属させることは可能ですが、再委託先の取得資産についても、第 23 条第 2 項に規定する目標未達時の、取得資産評価額の AMED への支払の対象となります。その際、AMED は代表機関に対し請求します。
<p>(物品の管理)</p> <p>第 11 条 乙は、取得物品及び効用増加物品を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。</p> <p>2 乙は、取得物品及び効用増加物品の内、取得価格が 50 万円以上(消費税を含む。)かつ耐用年数が 1 年以上の資産(以下、「取得資産」という。)については、甲が別に定める取得資産台帳により整理し、当該物品について適当な表示を付するものとする。</p>	再委託先に対し、同様の義務を課してください。
<p>(保険の付保等)</p> <p>第 12 条 乙は、取得資産に対して、取得後遅滞なく、適正な保険金額の損害保険を付するものとする。</p>	研究開発実施場所を含む工場、研究所などに対し既に保険に加入しており、二重付保となる場合には、保険加入を免除することもできますので、AMED 担当者へ事前に相談してください。
<p>(新権利の帰属)</p> <p>第 13 条 甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを条件に、新権利を乙から譲り受けないものとする。ただし、乙が当該新権利又は新権利の出願・申請を取下・放棄しようとする場合、甲の求めに応じて、甲に当該新権利又はその持分の一部を譲渡する。</p>	・AMED の委託研究開発事業では、日本版バイ・ドール条項 (産業技術力強化法 17 条) を適用し、受託者がいくつかの条件を約す場合には、委託研究開発成果に係る知的財産権を受託者に帰属させることとしています。再

●AMED 委託研究開発契約書 条文	●再委託契約における注意点
<p>(1) 乙は、本委託研究開発を実施した結果として発明等を行ったときは、遅滞なく、第 15 条の規定に基づいて、その旨を甲に報告しなければならない。</p> <p>(2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該新権利を実施する権利を甲に許諾する。</p> <p>(3) 乙は、当該新権利を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該新権利を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該新権利の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該新権利を実施する権利を甲の指定する第三者に許諾しなければならない。許諾の対価については、甲乙間で協議の上決定するものとする。ただし、甲及び乙は、許諾の対価については、産業技術力強化法(平成 12 年 4 月 19 日法律第 44 号)第 16 条の 2 の趣旨を尊重するものとする。</p> <p>(4) 乙は、当該新権利の移転、又は新権利にかかる専用実施権等の設定若しくは移転の承諾(以下、「新権利の移転等」という。)をしようとするときは、予め甲の承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により新権利の移転等をする場合、及び次のいずれかに該当する場合(以下、「新権利の活用に支障を及ぼすおそれがない場合」という。)は、この限りではない。</p> <p>ア 乙が株式会社であって、その子会社又は親会社に対し新権利の移転等をする場合</p> <p>イ 乙が大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成 10 年 5 月 6 日法律第 52 号)に規定する承認事業者若しくは認定事業者に対し新権利の移転等をする場合</p> <p>ウ 乙が技術研究組合であって、組合員に対し新権利の移転等をする場合</p> <p>2 乙が第 1 項各号に規定する事項を遵守せず、さらに遵守しないことについて正当な理由がないと甲が認めるとき又は乙が第 32 条第 1 項若しくは第 37 条第 1 項、第 2 項に定める解除事由に該当した場合で甲から請求を受けたときは、当該新権利を無償で甲に譲り渡さなければならない。</p> <p>3 乙は、乙の発明者が行った発明等が本委託研究開発を実施した結果として得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその乙の発明者の職務に属するときは、特段の事情がない限り、その発明等に係る新権利が乙に帰属するよう、予めその乙の発明者と契約を締結し又はその旨を規定する職務規程を定めておく等必要な措置を講じておかななければならない。</p> <p>4 乙は、特段の事情により本委託研究開発を実施した結果として得られた発明等に係る新権利を取得しない場合、当該新権利を有することになる乙の発明者に対して、第 1 項各号の規定を遵守させるための措置を講じなければならない。</p>	<p>委託の場合に、再委託先の従業員等による研究成果に係る知的財産権を、代表機関又は再委託先のいずれに帰属させるかについては、特段の定めがない限り、当事者間で決定してください。知的財産権を再委託先に帰属させることになりましたら、当該再委託先が本契約書第 13 条から第 15 条に定める事項を遵守・実施等するよう、再委託契約で約定してください。その際、本条にある「甲」は、再委託契約においては「機構」としてください。</p>
<p>(新権利の譲渡) 第 14 条 甲は、前条第 1 項ただし書に基づき甲に帰属することと</p>	<p>・「甲」を「機構」としてください。 ・再委託先から AMED に帰属することとなった知</p>

●AMED 委託研究開発契約書 条文	●再委託契約における注意点
<p>なった新権利について、出願後に乙から当該新権利の譲渡の申入れがあった場合、乙が前条第 1 項各号及び第 15 条の規定を遵守することを条件に、当該新権利に対して甲が有する持分を適正な対価をもって乙に譲渡することができる。</p>	<p>的財産権について、再委託先が譲渡を希望する場合は、申請(知財様式1及び知財様式2(共同出願人がいる場合))により、一定の条件を充足すれば、AMED は再委託先に譲渡することができます。</p>
<p>(新権利に関する報告・通知等)</p> <p>第 15 条 乙は、第 13 条又は前条の規定に基づき乙に帰属することとなった新権利に関して、甲が当該新権利の共有持分権を有していない場合には、次の各号の規定を遵守する。</p> <p>(1) 乙は、本委託研究開発を実施した結果として発明等を行ったときは、当該発明等の概要、新権利の出願又は申請の予定及び論文等による公表の予定の有無、並びに、当該発明等に貢献した研究者等名を記載し、当該出願又は申請の前かつ当該研究成果の公表前に、甲が別途定める様式による発明等報告書を速やかに甲に提出するものとする。</p> <p>(2) 乙は、新権利の出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から 60 日以内に甲が別途定める様式による知的財産権出願通知書を甲に提出するものとする。この際、乙は、本研究開発成果の内容が記載された出願又は申請書類(特許出願であれば、願書、特許請求の範囲、明細書及び図面、実用新案登録出願であれば、願書、実用新案登録請求の範囲、明細書及び図面、意匠登録出願であれば、願書、図面又は見本)の複製を甲に提出するものとする。</p> <p>(3) 乙は、前号の出願又は申請を行った新権利に関して、設定登録等、その後の状況に変化があった場合、設定登録等を行った日等から 60 日以内に、甲が別途定める様式による知的財産権出願後状況通知書を甲に提出するものとする。</p> <p>(4) 乙は、第三者に対し、新権利を移転しようとするときは、甲が別途定める様式による知的財産権移転承認申請書を甲に提出し、予め甲の承諾を得るものとする。</p> <p>(5) 乙は、第三者に対し、新権利に係る専用実施権等を設定若しくはその移転の承諾をしようとするときは、甲が別途定める様式による専用実施権等設定・移転承認申請書を甲に提出し、予め甲の承諾を得るものとする。</p> <p>(6) 乙は、新権利の移転等を行った場合は、新権利の移転等をした日から 60 日以内に甲が別途定める様式による知的財産権移転等通知書を甲に提出するものとする。</p> <p>(7) 第 4 号及び第 5 号の規定にかかわらず、新権利の活用に支障を及ぼすおそれがない場合には、乙は、新権利の移転等をした日から 60 日以内に甲が別途定める様式による知的財産権移転等通知書を甲に提出すれば足りるものとする。</p> <p>(8) 乙は、第三者に対し、新権利の移転等を行う場合、当該第三者をして本条及び第 13 条第 1 項各号の規定を遵守させるものとする。</p> <p>(9) 乙は、新権利又は新権利の出願・申請を取下・放棄する場合は、当該取下・放棄を行う一か月以上前に、甲が別途定める様式に</p>	<p>・再委託先に帰属した知的財産権に関して提出すべき書類(各種知財様式等)については、代表機関が一旦受け取り、代表機関から AMED に提出しても、代表機関の責任のもと、再委託先が直接 AMED に提出することとしても、いずれでも構いません。</p> <p>・AMED への提出書類は、AMED 指定の様式(知財様式等)を使用してください。</p>

●AMED 委託研究開発契約書 条文	●再委託契約における注意点
<p>よる知的財産権出願後状況通知書を甲に提出するものとする。</p> <p>(新権利に関わるその他事項)</p> <p>第 16 条 甲及び乙は、別段の定めがない限り、それぞれ自己に帰属する新権利の出願・維持・保全等に係わる一切の費用を当該新権利に対するその持分に応じて負担する義務を負うものとする。</p> <p>2 甲及び乙が新権利の共有持分権者となる場合、当該新権利の出願に先立ち、甲所定の共同出願契約書を基礎に両者協議の上、これを締結しなければならない。</p> <p>3 乙は、新権利が自らに帰属する場合には、甲に納入された著作物にかかわる著作権等について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が使用する権利及び甲が第三者に使用を再許諾する権利を、甲に許諾したものとする。</p> <p>4 乙は、新権利が自らに帰属する際には、甲及び甲が指定する第三者による本研究開発成果及びこれに関連する著作物の利用について、著作者人格権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を乙自身の責任において行うものとする。</p> <p>5 甲及び乙は、第 1 条第 13 号ウに規定するノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。</p> <p>6 前項の秘匿すべき期間は、本委託研究開発の終了日の属する会計年度の翌日から起算して 5 年以内とし、当該期間中、甲及び乙は、書面による同意がない限り、本委託研究開発の実施のために第 25 条に定める再委託先に対して開示する場合を除き、ノウハウを第三者に開示又は公表することができない。ただし、ノウハウの指定後において必要があるときは、甲、乙協議のうえ、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。</p> <p>7 乙が新権利その他第三者の権利の対象になっているものを実施するときは、甲は、その実施に関する一切の責任を負わないものとする。</p> <p>8 乙は、本研究開発成果に関して国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類(PCT国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む)に、記載例を参考にして、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。</p> <p>【特許出願の記載例(願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入)】</p> <p>「令和〇〇年度、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、 「事業名」「研究開発課題名」委託研究開発、産業技術力強化法第 17 条の適用を受ける特許出願」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・代表機関は、知的財産権が再委託先に帰属する場合には、再委託先に対して、同様の事柄につき遵守・実施等させるよう約定してください。なお、代表機関と再委託先とが共同出願する場合については、適宜必要な内容を定めてください。 ・3 項、4 項に定める著作権に関する事項については、AMED が本契約に定めるとおり、該当する著作物を利用でき、また AMED が第三者に使用を再許諾できるようにしてください。 ・5 項、6 項に定めるノウハウに関する事項については、ノウハウの指定、秘匿期間、取扱いについては本契約に準ずる内容としてください。また、代表機関が AMED に対して当該ノウハウを開示することは第三者への開示の対象外とする手当を行ってください。
<p>(成果有体物の帰属)</p> <p>第 17 条 本研究開発成果として得られた成果有体物の所有権は、乙に帰属するものとする。</p> <p>2 乙は、他者から研究開発段階における使用のために前項の成果有体物の提供を求められた場合、事業戦略上の支障がある場合を除き、円滑な提供に配慮するものとする。ただし、当該成果有体物のうち、商品化され市場において一般に提供されている物については、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・代表機関は、成果有体物に係る権利が再委託先に帰属する場合には、再委託先に対して、同様の事柄につき遵守・実施等させるよう義務づけてください。

●AMED 委託研究開発契約書 条文	●再委託契約における注意点
<p>3 乙は、前項において当該成果有体物を提供する場合、その対価は、当該成果有体物が公的資金を原資とする研究開発により得られたものであること、当該成果有体物を使用する研究開発の性格等を考慮にいれた合理的な対価とする。</p>	
<p>(対象データの取扱い) 第17条の2 甲及び乙は、対象データ及び派生データを有効に活用し、研究開発を進展させることに努めることを約し、乙は、当該対象データ及び派生データ並びにこれらに関連する知的財産権その他の権利関係について、甲が別途公表するデータに関するガイドラインに従った取扱いを行う。 2 乙は、対象データ及びその派生データについて、本委託研究開発のために使用する以外の目的で使用してはならず、また、第三者に開示又は提供することはできない。但し、甲が別途公表するデータに関するガイドライン上許容されている場合又は予め甲の承諾を得た場合は、この限りでない。 3 甲又は乙は、個人情報の保護に関する法律又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報等」という)に定める個人情報または匿名加工情報(以下「個人情報等」という)を含んだ対象データを相手方に提供する場合には、事前にその旨を明示しなければならない。 4 甲又は乙が個人情報等を含んだ対象データを相手方に提供する場合には、その生成、取得、及び提供等について個人情報等に定められている手続を履践していることを保証する。</p>	<p>代表機関が委託研究開発契約締結時に提出しているデータマネジメントプランに係わる条項です。再委託先にも影響のある事項ですので、必要に応じて定めてください。</p>
<p>(原権利についての再実施許諾権付独占的通常実施権等の再実施許諾) 第18条 甲及び乙は、本契約における原権利は下記に定める権利であることを確認する。なお、原権利がノウハウである場合、当該ノウハウを特定できる方法で対象を確認するものとする。 (1)特許出願日 :○○○○ 特許出願番号:○○○○ 特許番号 :○○○○ 発明の名称 :○○○○ ()上記出願に基づく優先権を主張する出願、上記と同一の優先権またはその優先権の組み合わせを持つ出願又はこれを分割・変更(再分割等を含む)した出願に係る知的財産権(出願中の権利を含む。) 2 甲は乙に対し、原権利について甲が有する独占的通常実施権等を再実施許諾する。乙は、第25条第1項の再委託先がある場合には、当該再委託先に対し、再実施許諾の範囲で、当該独占的通常実施権等を再々実施許諾することができるものとする。再実施許諾の範囲は、次のとおりとする。 期 間 本契約締結日から第19条に定める成果利用契約締結日まで(ただし、成果利用契約締結日より前に原権利の存続期間が終了した場合はこの限りではない。) 内 容 全範囲についての実施(ただし、当該再実施は本委託研究開発の実施又は本研究開発成果の利用を目的とする場合に限</p>	<p>再委託先に対する再々実施許諾が必要な場合には、更なる実施許諾はできない旨を明記してください。 再委託先に対する再々実施許諾は別途契約を締結して行うことも可能です。</p>

●AMED 委託研究開発契約書 条文	●再委託契約における注意点
<p>るものとし、第 25 条第 1 項の再委託先以外の者に対する再々実施許諾は認めない。)</p> <p>3 甲の乙に対する原権利についての再実施許諾権付独占的通常実施権等の再実施許諾は、無償とする。</p> <p>4 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、本条第 2 項に定める期間の満了日前であっても原権利についての再実施許諾権付独占的通常実施権等の再実施許諾を中止することができるものとし、乙はこれに従うものとする。また、乙は、原権利についての再実施許諾権付独占的通常実施権等の再実施許諾が中止された場合、再委託先に対する再々実施許諾を直ちに中止しなければならない。</p> <p>(1) 第 20 条第 1 項に基づき、本委託研究開発につき目標の未達が確認されたとき。</p> <p>(2) 第 31 条又は第 32 条に基づき、本委託研究開発が停止又は中止されたとき。</p> <p>(3) 乙が、故なく本委託研究開発、又は本研究開発成果の利用を中止したとき。</p> <p>(4) 乙が本条第 29 条及び第 30 条に定める報告及び検査を正当な理由なく拒んだとき又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(5) その他、乙が、本委託契約等に違反したとき。</p> <p>5 甲及び乙は、乙が原権利者である場合、上記のほか、乙から甲に対する原権利についての再実施許諾権付独占的通常実施権等の許諾に必要な事項を定めた契約(以下、「原権利実施許諾契約」という。)を別途締結するものとする。原権利実施許諾契約の定めと本条の定めとが矛盾又は抵触する場合、特段の定めがない限り、本条の定めが原権利実施許諾契約の定め優先するものとする。</p> <p>6 原権利に対応する外国における知的財産権の取扱いの詳細は、甲及び乙が協議して定めるものとする。</p>	
<p>(成果利用契約の締結)</p> <p>第 19 条 研究開発実施期間終了にあたり、第 20 条第 1 項に基づき本委託研究開発の目標の達成が確認された場合、甲及び乙は、原権利についての再実施許諾権付独占的通常実施権等の再実施許諾及び本研究開発成果の乙による利用について、本条第 2 項から第 9 項のとおり合意する。なお、甲及び乙は、かかる合意及びその詳細並びにその他必要な事項を定めた契約(以下、「成果利用契約」という。)を、第 20 条第 1 項に定める確認日(以下、「確認日」という。)以降に、別途締結するものとする。</p> <p>2 乙は、甲に対し、乙の毎決算期終了後 60 日以内に、原権利についての再実施許諾権付独占的通常実施権等の再実施許諾料及び本研究開発成果の利用料(以下合わせて、「成果利用料」という。)として、本研究開発成果に係る製品の売上金額に次項に定める利用率をそれぞれ乗じた額の合計額を支払うものとする。なお、ここで、「製品」とは、本研究開発成果により製造される「○○○」をいい、「売上金額」とは、製品の売上総額から梱包費、運送費、商社手数料、保険料、消費税、その他の取引諸税を控除した金額をいう。また、当該支払に当たって、乙は、成果利用料とそれ</p>	<p>再委託契約において、本条は不要です。</p>

●AMED 委託研究開発契約書 条文	●再委託契約における注意点
<p>に付加される消費税等相当額との合計額を甲に支払わなければならない。</p> <p>3 前項に定める利用料率は、原権利についての再実施許諾権付独占的通常実施権等の再実施許諾及び本研究開発成果の利用につき、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p>原権利についての独占的通常実施権等の再実施許諾料 〇%</p> <p>本研究開発成果の利用料 1%</p> <p>4 前項に定める原権利についての再実施許諾権付独占的通常実施権等の再実施許諾料の支払期間は原権利の存続期間終了日又は成果利用契約締結日から 15 年を経過した日のいずれか早く到来する日までとする。また、本研究開発成果の利用料の支払い期間は、成果利用契約の終了日又は成果利用契約締結日から 15 年を経過した日のいずれか早く到来する日までとする。ただし、乙が成果利用契約に基づく成果利用料の支払いを行わないときは、甲は、原権利についての再実施許諾権付独占的通常実施権等の再実施許諾をいつでも中止することができる。</p> <p>5 前項に定める原権利についての再実施許諾権付独占的通常実施権等の再実施許諾料の支払い期間満了後になお原権利が存続している場合には、乙及び原権利者間の合意により原権利に係る発明等の実施許諾につき定めるものとし、乙は甲に対しその内容を通知する。</p> <p>6 第 1 項に規定する原権利及び本研究開発成果を第 2 項に規定する製品以外に利用する場合の成果利用料は、甲、乙及び原権利者が協議して定めるものとする。</p> <p>7 研究開発成果の利用は、成果利用契約締結の日から開始するものとする。ただし、成果利用契約締結前の試作や試運転を目的とした利用については、甲の書面による事前の承認がある場合に限り、開始できることとする。なお、乙が成果利用契約締結日の前日までに試作や試運転により創出された第 2 項に規定する製品及び第 6 項に規定するものを有償で頒布した場合、乙は、それぞれ、第 3 項に定める利用料率に準じて算出した成果利用料を甲に支払うものとする。</p> <p>8 甲は、確認日以降、原則として 5 年間、乙以外の者に対し、原権利についての再実施許諾権付独占的通常実施権等を再実施許諾しないものとする(この期間を、以下「乙の優先実施期間」という。)。乙は、確認日以降速やかに甲と成果利用契約を締結するものとする。確認日から 3 年以内に成果利用契約が締結されない場合、乙の優先実施期間は、確認日から 3 年で終了するものとする。</p> <p>9 乙は、成果利用契約の期間中は、原権利を実施し本研究開発成果を利用した実績として、乙の毎決算期終了後 30 日以内に、当該決算期における製品の製造数量、販売数量及び売上金額について、別途定める様式により甲に報告するものとする。甲は、必要があるときは、乙に対し原権利の実施及び本研究開発成果の利用の状況についての報告を求め、又は関係書類及び帳簿を検査することができるものとする。</p>	

●AMED 委託研究開発契約書 条文	●再委託契約における注意点
<p>10 成果利用契約の定めと本条の定めとが矛盾又は抵触する場合、特段の定めがない限り、成果利用契約の定めが本条に優先するものとする。</p>	
<p>(目標の達成又は未達の確認) 第 20 条 甲は、研究開発実施期間の終了にあたり、研究開発実施計画書に定められた目標に基づき本委託研究開発の実施結果について、甲の開催する評価委員会等において目標の達成又は未達の確認を行うものとし、当該確認が決定された日を確認日とする。 2 甲が前項の規定に基づき目標の達成又は未達の確認を行ったときは、甲は、乙に速やかに通知し、乙は、これを承諾するものとする。また、確認の結果の公表は甲が行うものとする。</p>	<p>再委託契約において、本条は不要です。</p>
<p>(額の確定) 第 21 条 甲は、研究開発実施期間の終了にあたり、第 29 条に基づき乙から提出された委託研究開発実績報告書等を審査し、かかる審査の結果支出状況が適切であると認められた額と研究開発費の限度額とのいずれか低い金額を、本委託研究開発にかかる費用(以下、「確定後委託研究開発費」という。)として確定するものとし、甲は乙に対し確定後委託研究開発費を通知する。 2 乙は、受領した研究開発費の額が確定後委託研究開発費の額を超えた場合(以下、「超過金額」という。)には、その超えた金額を甲の指示に従い、甲の定める期限までに支払うものとする。 3 乙は、前項に定める期限までに超過金額を支払わなかった場合、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、年 3%の割合により計算した額の範囲内で甲が別途定める利率により計算された遅延損害金を支払うものとする。</p>	<p>必要に応じて定めてください。</p>
<p>(目標達成の場合の措置) 第 22 条 第 20 条第 1 項により本委託研究開発の目標達成が確認された場合、本委託研究開発についての甲乙間の費用負担は、第 2 条第 1 項第 1 号アに定める割合として確定する。かかる確定に基づき、乙は、確定後委託研究開発費と同額を目標達成時研究開発費精算金として甲に対し支払うものとする。 2 目標達成時研究開発費精算金の支払方法は、確認日から 1 年以内の甲乙間で合意した期日における一括支払又は 15 年以内で甲乙が別途合意する期間の年賦とする。年賦で支払いを行う場合、乙は、各年に支払うべき金額を、毎年、目標達成の確認日の応当日の前日までに(応当日のないときはその月の末日までとし、以下「各年支払日」という。ただし、各年支払日が甲の休業日の場合は、翌営業日とする。)甲に対し支払うものとする。 3 目標達成時研究開発費精算金の支払い方法等について、甲及び乙は、確認日以降速やかに契約(以下、「研究開発費精算金支払契約」という。)を締結する。この場合において、確認日より 90 日以内に研究開発費精算金支払契約が締結できない場合、甲は乙に対し、別途指定する期日までに一括にて支払うよう請求できるものとし、乙は当該請求に従わなければならない。 4 目標達成時研究開発費精算金には利息をつけない。ただし、乙</p>	<p>再委託契約において、本条は不要です。</p>

●AMED 委託研究開発契約書 条文	●再委託契約における注意点
<p>が各年支払日、前項後段に基づく一括請求において指定された期日、又はその他開発費精算支払契約に定められた支払日に支払いを行わないときは、乙は、支払日から支払いに至るまでの期間に応じ、未払額に対して、年 3%の割合により計算された延滞金を甲に支払うものとする。</p>	
<p>(目標未達の場合の措置)</p> <p>第 23 条 第 20 条第 1 項により、目標が未達と確認された場合、本委託研究開発についての甲乙間の費用負担は第 2 条第 1 項第 1 号イに定める割合として確定し、乙は、確定後委託研究開発費の 1 割に相当する金額を、目標未達時研究開発費精算金として、甲の定める期限までに速やかに甲に一括して支払うものとする。ただし、支払方法について必要がある場合は、甲、乙別途協議できるものとする。</p> <p>2 乙は、第 10 条の定めにもかかわらず、取得資産について、確認日の前月末日を評価日として甲の規程に従い甲が算出した評価額を、本条第 1 号に定めた支払額に加えて甲に一括して支払うものとする。</p> <p>3 目標未達の場合に甲乙間の費用負担が第 2 条第 1 項第 1 号イに定める割合で確定する趣旨に鑑み、甲から乙に対する、原権利についての再実施許諾権付独占的通常実施権等の再実施の許諾は確認日をもって終了するものとし、乙は、確認日以降、原権利に係る発明等を実施してはならず、そして本研究開発成果を利用してはならない。</p>	<p>再委託契約においても、原契約の目標が未達となった場合には、原権利や新権利の再実施権の終了、研究開発成果の利用禁止の適用対象となりますので、以下の例に沿って定めてください。</p> <p>< 条文例 ></p> <p>(目標未達の場合の措置)</p> <p>第 1 条 原契約第 20 条第 1 項により、原契約に基づく委託研究開発の目標が未達と確認された場合、機構に対する甲の費用負担が原契約第 2 条第 1 項第 1 号イに定める割合で確定する趣旨に鑑み、甲から乙に対する、原権利についての再々実施許諾は目標が未達と確認された日をもって終了するものとし、乙は、目標が未達と確認された日以降、原権利に係る発明等を実施してはならず、そして本再委託研究開発成果を利用してはならない。</p>
<p>(研究開発実施期間中の評価及びその措置)</p> <p>第 24 条 甲は、研究開発実施期間中、本委託研究開発に対し評価(中間評価及び必要に応じて設定されるマイルストーンに対する評価)を行うものとし、かかる評価結果に基づき、乙に対し本委託研究開発の継続の可否の決定、目標及び計画の見直し及び研究開発費の減額ができるものとする。</p> <p>2 甲は前項の評価において、研究開発実施期間の終了前であっても、本委託研究開発に対し第 20 条に定める目標の達成又は未達の確認を行うことができるものとする。</p> <p>3 甲が前項の規定に基づき本委託研究開発の目標の達成又は未達の確認を行ったときは、乙は、これを承諾するものとする。</p> <p>4 第 2 項により本委託研究開発の目標の達成又は未達の確認を行った場合には、乙は第 22 条又は第 23 条に定める措置に従うものとする。</p>	<p>再委託契約において、本条は不要です。</p>
<p>(再委託)</p> <p>第 25 条 乙は、本委託研究開発を第三者に再委託してはならない。ただし、乙は、甲が本委託研究開発の遂行上特に必要であると判断し事前に書面で承認した場合に限り、本委託研究開発の一部を第三者(以下、「再委託先」という。)に再委託することができる。</p> <p>2 乙は、再委託先に対し、本契約に基づき乙が甲に負うと同内容</p>	<p>再委託先は、再委託契約に関する業務を、さらに第三者に委託する(AMED からみれば、再々委託)ことはできませんので、この旨のみ定めてください。</p> <p>< 条文例 ></p>

●AMED 委託研究開発契約書 条文	●再委託契約における注意点
<p>及び同程度の義務を負わせるものとし、再委託に伴う再委託先の行為について、甲に対し、全ての責任を負わなければならない。</p> <p>3 乙は、本委託研究開発の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再委託先と書面で契約を締結しなければならない。新権利を再委託先に帰属させる場合は、乙は、再委託先に第 13 条第 1 項各号及び第 15 条の規定を遵守させなければならない。</p> <p>4 本契約が解除その他の事由により終了した場合、再委託先との契約は当然に終了するものとする。また、乙は、第 31 条第 1 項又は同条第 2 項により、甲から研究開発費の使用の一時停止若しくは中止又は本委託研究開発の一時停止若しくは中止を指示された場合、再委託先に対しても同様の措置をとるものとする。</p>	<p>第 条 乙は本委託研究開発を第三者に再委託してはならない。</p>
<p>(秘密保持)</p> <p>第 26 条 甲及び乙は、(i) 本委託研究開発の実施にあたり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の情報であって、相手方が本委託研究開発外において独自に保有していた、又は保有するに至った情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報及び(ii) 本委託研究開発の実施中に発生した情報のうち相手方と秘密にすることを書面にて合意した情報(ただし、第 1 条第 13 号ウに定めるノウハウとしても指定された情報の秘匿期間については、第 16 条第 5 項及び第 6 項に定める取扱いに従うものとする。) (以下、「秘密情報」という。ただし、対象データ及び派生データは秘密情報に含まれないものとし、これらの取扱いは第 17 条の 2 に従うものとする。) について、相手方の事前の書面による同意がなければ、本委託研究開発の実施のために第 25 条の規定に基づく再委託先に対して開示する場合を除き、これを第三者に開示・漏洩してはならない。また、相手方の事前の書面による同意により第三者に開示する場合、当該開示を行う当事者は、自身が本契約に基づき負う秘密保持義務と同内容及び同程度の秘密保持義務を、当該第三者に対して負わせるものとする。</p> <p>2 甲及び乙は、相手方の秘密情報を本委託研究開発のために使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。</p> <p>3 甲及び乙は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。</p> <p>4 前三項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第 1 項ないし第 3 項の規定を適用しない。</p> <p>(1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報</p> <p>(2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報</p> <p>(3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報</p> <p>(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報</p> <p>(5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託契約において、同様、同程度の義務を課してください。 ・但し、本委託研究開発に関して代表機関が再委託先から得た情報について秘密情報とされる場合であっても、代表機関が AMED に対して提供することは秘密保持義務の対象外とする手当を行ってください。

●AMED 委託研究開発契約書 条文	●再委託契約における注意点
<p>(6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報</p> <p>5 甲及び乙は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は主務省庁若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。</p> <p>6 甲及び乙は、それぞれ自己に所属する研究者等及びその他の役職員並びに本委託研究開発の遂行・評価等のために委託した場合の受託者について、その所属を離れた後も含め、本条と同内容及び同程度の秘密保持義務を負わせるものとする。</p>	
<p>(研究開発成果の公表)</p> <p>第 27 条 甲及び乙は、前条に反しない限り、本研究開発成果(ノウハウを除く。)を外部に公表するものとする。</p> <p>2 甲及び乙は、相手方が本研究開発成果を外部に公表する場合、その公表が円滑に行われるよう互いに合理的な範囲で協力するものとする。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、甲又は乙による本研究開発成果の外部への公表が、甲又は乙による知的財産権の取得その他各自の事業に支障をきたすおそれがある場合には、甲及び乙は、協議してその対応を決定するものとする。</p> <p>4 乙は、本研究開発成果を外部に公表する場合、当該本研究開発成果が甲の本事業の結果得られたものであることを明示しなければならない。</p>	<p>必要に応じて定めてください。</p>
<p>(研究開発成果の報告等)</p> <p>第 28 条 乙は、研究開発実施期間終了後 61 日以内に、甲に対し、研究者等をして本研究開発成果の内容を報告させるとともに、事務処理要領及び甲の指示に従い、委託研究開発実績報告書を提出しなければならない。</p> <p>2 乙は、研究開発実施期間中、甲の指示に従い、本研究開発成果について中間報告書を提出するものとする。</p> <p>3 甲が研究開発実施期間中に本委託研究開発の中間評価を行う場合及び研究開発実施期間終了時に本委託研究開発の事後評価を行う場合、乙は、甲による評価に必要な協力を行うとともに、研究者等をして、かかる協力を行わせるものとする。</p> <p>4 甲が本研究開発成果について、追跡調査、成果展開調査、知的財産権の利用状況調査等を行う場合には、乙は、甲による当該調査等に協力するものとする。</p> <p>5 乙は、秘匿すべき本研究開発成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるものとする。</p> <p>6 乙は、第三者への本研究開発成果の不正な流出があった場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、不正な流出に関与した者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処しなければならない。</p>	<p>AMED への提出期限が研究開発実施期間終了後の 5 月末日となっているので、再委託に関する報告については、当事者間で協議の上、代表機関への提出日を設定してください。</p> <p>再委託先の実績報告書の宛先は、「代表機関」としてください。</p>
<p>(研究開発の実績報告)</p> <p>第 29 条 乙は、研究開発実施期間終了後 61 日以内に、別途甲が定める様式による委託研究開発実績報告書を甲に提出しなければ</p>	<p>同上</p>

●AMED 委託研究開発契約書 条文	●再委託契約における注意点
<p>ならない。</p> <p>2 乙は、毎事業年度終了後の4月30日までに、別途甲が定める様式による研究開発費年度報告書により当該事業年度中の研究開発費の使用実績を甲に報告しなければならない。</p>	
<p>(検査)</p> <p>第30条 甲は、前条に規定する委託研究開発実績報告書又は研究開発費年度報告書を受領したときは、その内容について速やかに検査を行うものとする。</p> <p>2 甲は、前項の検査のほか、次の各号に掲げる検査を行うことができるものとする。</p> <p>(1) 本委託研究開発の実施に要した経費の支出状況についての研究開発実施期間中の検査</p> <p>(2) その他甲が必要と認めた検査</p> <p>3 甲は、前二項の検査を次の各号に掲げる事項について行うことができる。この場合、甲は必要に応じ乙に対して参考となるべき報告及び資料の提出を求めることができる。</p> <p>(1) 委託研究開発実績報告書又は研究開発費年度報告書に記載されている本委託研究開発の内容と支出した経費との整合性</p> <p>(2) 研究開発実施計画書と委託研究開発実績報告書又は研究開発費年度報告書の内容の整合性</p> <p>(3) 第8条に掲げる帳簿、書類</p> <p>(4) その他甲が本委託研究開発に関して必要と認める事項</p> <p>4 甲が、事実確認の必要があると認めるときは、乙は取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるものとする。</p> <p>5 甲は、第1項及び第2項の検査を乙の工場、研究施設その他の事業所(乙の再委託先の事業所を含む。以下同じ。)において行うことができる。</p> <p>6 甲は、第1項及び第2項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ乙に検査場所、検査日時、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。</p> <p>7 乙は、前項の通知を受けたときは、甲があらかじめ指定する書類を準備し、本委託研究開発の内容及び経理処理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。</p> <p>8 甲が、必要があると認めるときは、関係省庁の職員を立ち合わせることができるものとし、乙はこれを受け入れるものとする。</p>	<p>この条項は、必ず記載してください。記載にあたっては以下の注意点を踏まえてください。</p> <p>第5項 「(乙の再委託先の事業所を含む。以下同じ。)」は、第25条によって再々委託ができないことになっているので、削除してください。</p> <p>第8項 「関係省庁及び日本医療研究開発機構の職員」としてください。</p>
<p>(委託研究開発及び研究開発費の使用の停止又は中止)</p> <p>第31条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、甲に対して、委託研究開発中止又は一時停止申請書を速やかに提出し、甲のこれに対する承認により、乙は本委託研究開発を中止又は一時停止するものとする。この場合、甲は乙に対し、研究開発費の使用の中止又は一時停止を指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。</p> <p>(1) 研究開発担当者の移籍、長期療養、死亡、その他心身の故障等により、研究開発担当者が本委託研究開発においてその役割を</p>	<p>委託研究開発の中止により本契約が終了する場合、再委託契約も同時に終了することとなります。代表機関は、AMEDの指示に従い、研究開発成果報告書及び委託研究開発実績報告書の提出、研究開発費の精算を行う必要があります。したがって、代表機関は、再委託先に対し、上記指示に応じた対応ができるよう、適切な義務を課してください。</p>

●AMED 委託研究開発契約書 条文	●再委託契約における注意点
<p>十分果たせなくなった場合</p> <p>(2) 研究開発成果を出すことが困難と乙が合理的に判断した場合、その他研究運営上の重大な問題が発生した場合</p> <p>(3) 天災その他本委託研究開発を継続しがたいやむを得ない事由がある場合</p> <p>(4) 前各号に類する事由が発生し、本委託研究開発を継続することが適切でない場合</p> <p>2 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、乙に対して、研究開発費の使用の中止又は一時停止及び本委託研究開発の中止又は一時停止を乙に指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。</p> <p>(1) 研究開発成果を出すことが困難と甲が合理的に判断した場合、その他研究運営上の重大な問題が発生した場合</p> <p>(2) 乙が本委託契約等に定めた義務に違反した場合(本項第 4 号に定める場合を含むがこれらに限られない。)</p> <p>(3) 第 36 条各号の事由が発生した場合</p> <p>(4) 第 32 条第 1 項又は第 37 条第 1 項、第 2 項に定める本契約の解除事由が発生した場合</p> <p>(5) 天災その他本委託研究開発を継続しがたいやむを得ない事由がある場合</p> <p>(6) 前各号に類する事由が発生し、本委託研究開発を継続することが適切でないと甲が判断した場合</p> <p>3 第 1 項に基づき甲が本委託研究開発の中止を承認した場合及び第 2 項に基づき乙が甲から本委託研究開発の中止を指示された場合、本委託研究開発はその時点で終了する。</p> <p>4 前項に基づき本委託研究開発が終了した場合、本契約は同時点で自動的に終了するものとし、甲は、本契約に基づく乙に対する未履行の研究開発費の支払いを免れる。乙は、第 28 条第 1 項及び第 29 条に定める期限を待たずに、甲の指示に従い、第 28 条及び第 29 条に定める委託研究開発実績報告書を甲に提出し、甲との間で研究開発費の精算を行う。</p> <p>5 第 1 項各号及び第 2 項各号に基づき乙が甲から研究開発費の使用の一時停止若しくは中止又は本委託研究開発の一時停止若しくは中止を指示されたことにより乙に損害が生じても、甲は乙に対し何ら責任を負うものではない。</p> <p>6 第 1 項第 2 号又は第 2 項第 1 号に基づき甲が本委託研究開発の中止を承認又は決定した場合には、本委託研究開発についての甲乙間の費用負担は第 2 条第 1 項第 1 号ウに定める割合として確定し、乙は受領した研究開発費全額に相当する額を中止時研究開発費精算金として、甲の定める期限までに甲に一括して支払わなければならない。</p> <p>7 第 1 項第 3 号又は第 2 項第 5 号に基づき、甲が本委託研究開発の中止を承認又は決定した場合には、乙は、取得資産について、本委託研究開発の中止が決定された日の前月末日を評価日として甲の規程により甲が算出した評価額を一括して甲に支払うものとする。</p>	<p>また、AMED が代表機関に対して本委託研究開発の一時停止及び研究開発費の使用の一時停止を命じる場合もありますので、これに対応する一時停止を代表機関が再委託先に対して命じることができるように手当てしてください。</p>

●AMED 委託研究開発契約書 条文	●再委託契約における注意点
<p>(契約の解除)</p> <p>第 32 条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は何らの催告を要せずに本契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>(1) 乙が本委託契約等の締結又は履行に関し、不正又は不当な行為を行ったとき。</p> <p>(2) 乙に本委託契約等の重大な違反があった事実が明らかとなったとき(本契約第 3 条第 2 項ないし第 5 項、第 4 条、第 5 条各項に定める事項の違反を含むがこれらに限られない。)</p> <p>(3) 研究者等が本委託研究開発において不正行為等を行ったことが研究開発実施機関又は甲により認定されたとき。</p> <p>(4) 研究者等について、競争的資金等による研究開発における不正行為等が研究機関若しくは国又は独立行政法人等により認定されたとき。</p> <p>(5) 乙について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算の申立てがなされ又はその原因となる事実が生じた場合。</p> <p>(6) 乙が銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じた場合。</p> <p>(7) 乙が差押えを受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じた場合。</p> <p>(8) 第 25 条に基づく再委託がなされた場合において、再委託先において本項第 1 号ないし第 4 号に相当する事由が生じた場合</p> <p>2 前項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、前項による本契約の解除の有無にかかわらず、甲は、本契約に基づき乙に支払済みの研究開発費相当額の返還を損害賠償として乙に対して請求できるものとし、乙は、甲の定める期限までにこれを支払わなければならない。このほか、甲は乙に対して、前項各号に定める事由の発生により甲に追加的に生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>3 乙は、第 2 項の期限までに研究開発費を納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、延滞金を甲に支払うものとする。この場合において、延滞金は、その未納付額につき年 3%の割合で計算した額の範囲内で甲により定めるものとする。</p> <p>4 第 2 項ないし第 3 項の規定は、本契約終了後においても第 1 項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合においても適用があるものとする。</p>	<p>適切な再委託契約の解除の条項を検討・設置してください。</p> <p>なお、本契約が解除された場合、再委託契約は当然に終了します(本契約第 25 条 4 項)。</p>
<p>(不正行為等に係る研究者等の取扱い)</p> <p>第 33 条 乙は、本委託研究開発の実施にあたり、以下の各号について予め了解するものとし、研究者等をしてこれを予め了解させるものとする。</p> <p>(1) 甲は、甲の不正行為等対応規則に従い、本委託研究開発において不正行為等を行った研究者等に対して、同規則に基づく申請・参加制限等を行うことができるものとする。</p> <p>(2) 甲は、競争的資金等において、不正行為等の認定に基づき申</p>	<p>・再委託契約において、代表機関は、本契約 33 条の(1)及び(2)について AMED が、本委託研究開発の実施にあたり、再委託先に対し、AMED の不正行為等対応規則に基づきこれらの制限等を行うことができることを再委託先が予め了解するものであること及び再委託先の研究者等をしてこれを予め了解させるものとする</p>

●AMED 委託研究開発契約書 条文	●再委託契約における注意点
<p>請・参加制限等を受けた研究者等について、甲の不正行為等対応規則に基づいて申請・参加制限等を行うことができるものとする。</p>	<p>を定めてください。</p>
<p>(不正行為等に対する措置等)</p> <p>第 34 条 甲は、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合(再委託先がある場合には、本委託研究開発に従事する再委託先の技術者、研究員その他の者について、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合を含む)、乙に対し甲の不正行為等対応規則及び甲の指示に従って調査することを要請することができるものとし、乙はその調査結果を文書で甲に報告する。また、甲は、必要に応じて自ら調査することができるものとし、乙は甲による調査に協力する。乙は、本委託研究開発において国の不正行為等対応ガイドラインに基づく予備調査が開始された場合、速やかに甲に報告し、甲と協議して必要な対応を行うものとする。</p>	<p>第 1 項</p> <p>・AMED は、本委託研究開発において、再委託先で不正行為等が行われた疑いがあると認める場合、次の対応を求めることがあります。</p> <p>①AMED は再委託先に対し直接、AMED 不正行為対応規則・国の不正行為等対応ガイドラインに基づき調査を要請し、再委託先は、調査結果を AMED に提出する。</p> <p>→代表機関は、AMED からの調査要請に対応できるよう再委託先に対して適切な義務を課してください。</p> <p>②AMED は代表機関に対し、AMED 不正行為対応規則・国の不正行為等対応ガイドライン及び AMED の指示に従って、再委託先における不正行為等の調査を要請し、代表機関は、再委託先に対して調査を命じたうえで再委託先から受領した調査結果を AMED に提出することとなります。</p> <p>→代表機関は、この AMED からの調査要請に迅速に対応すべく、再委託先に対し指示や協力を求めることができるよう、適切な義務を課してください。</p> <p>・本委託研究開発において、再委託先で不正行為等が行われた疑いがあると認める場合について、再委託先にも同様の義務を課してください。具体的には、次のような場面が想定されます。</p> <p>→【AMED が自ら代表機関の調査を行う場合】</p> <p>AMED は再委託先で不正行為等の疑いがあると認められる場合には、関係書類等を調査するため、代表機関に赴く場合等があります。代表機関は、AMED のこのような調査に迅速に対応するため、再委託先に対し、AMED の調査に応じた指示・協力等を求める場合がありますので、この場合に、再委託契約において、再委託先が代表機関からの指示等に応じるよう適切な義務を課してください。</p> <p>→【AMED が自ら再委託先の調査を行う場合】</p> <p>AMED は再委託先で不正行為等の疑いがあると認められる場合には、再委託先を自ら調査(代表機関と協力体制をとる場合も含む。)することがありますので、この場合に、再委託契約において、再委託先が AMED からの指示等に応じる</p>

●AMED 委託研究開発契約書 条文	●再委託契約における注意点
<p>2 乙は自らの調査により、本委託研究開発以外の競争的資金等による研究開発(終了分を含む。)において研究者等(再委託先がある場合には、本委託研究開発に従事する再委託先の技術者、研究員その他の者についても含む。)につき不正行為等についての本調査が開始された場合及び乙以外の機関による不正行為等についての本調査の開始若しくは認定を確認した場合は、速やかに甲に報告するものとする。</p> <p>3 甲は、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合(再委託先がある場合には、本委託研究開発に従事する再委託先の技術者、研究員その他の者について、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合を含む。)又は前項により乙から本委託研究開発以外の競争的資金等による研究開発において研究者等が不正行為等についての本調査が開始された旨の報告があった場合、乙に対し、甲が必要と認める間、研究開発費の使用の一時停止を指示することができ、乙はこれに従うものとする。この場合、当該不正行為等についての本調査の結果不正行為等が認定されなかったときでも、甲は、研究開発費の使用停止に基づく損害を賠償する責を負わない。</p>	<p>よう適切な義務を課してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託先で本委託研究開発において国の不正行為等対応ガイドラインに基づく予備調査が開始された場合、再委託先は、速やかに代表機関に報告し、AMED は代表機関を通じてこの報告を受けます。 <p>→この場合、</p> <p>①AMED は代表機関と協議して、代表機関を通じて、再委託先に対し指示・措置等を行うため、かかる代表機関からの指示や措置に応じることができるよう、再委託先に適切な義務を課してください。</p> <p>また/及び</p> <p>②AMED は再委託先に対して、直接指示・措置等を行うこととなりますので、AMED からの指示や措置に応じることができるよう、再委託先に適切な義務を課してください。</p> <p>第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本委託研究開発以外の競争的資金等による研究開発において、第2項に定める状況が再委託先において起きた場合には、速やかに代表機関に報告するよう、義務を課してください。なお、代表機関は、再委託先からの報告を受けた場合には、速やかに AMED に報告してください。 <p>第3項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【代表機関における不正】本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合、又は、代表機関から AMED に対して、本委託研究開発以外の競争的資金等による研究開発において研究者等が不正行為等についての本調査が開始された旨の報告があった場合、AMED は代表機関に対し、委託研究費の使用の一時停止を指示することがあります。このような場合、代表機関は、再委託先に対しても研究費の使用の一時停止を指示することができ、再委託先がこれに応じるよう、義務を課してください。 ・【再委託先における不正】また、再委託先において上記と同様の状況が発生した場合には、AMED は、代表機関に対し、再委託先に対する委託研究費の使用の一時停止を命じるよう指示することとなりますので、代表機関はこのよう

●AMED 委託研究開発契約書 条文	●再委託契約における注意点
<p>4 甲は、第1項ないし第3項に定める調査又は報告の結果、不正行為等が行われたと認定し又は当該認定がなされたことを確認したときは、本契約に定める措置のほか、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則並びに関係する法令等に従い必要な措置を講じることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。</p> <p>5 本条各項に定めるほか、乙は国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則に定められた乙の義務を遵守し、また、甲は各規則に定められた甲の乙に対する権利を行使するものとする。</p>	<p>AMED の指示に対応できるよう、手当をしてください。</p> <p>→再委託先における不正の場合においても、AMED は代表機関に対して、委託研究費の使用の一時停止を命じることがございますので、ご注意ください。</p> <p>第4項</p> <p>・再委託先の研究者等について、本委託研究開発又は本委託研究開発以外の公的資金を原資（一部が公的資金の場合も含む）とした研究において不正行為等を行ったと認定された場合には、AMED は、本契約に定められた措置のほか、国の不正行為等対応ガイドライン及びAMED の不正行為等対応規則及び関係する法令等に基づき、代表機関または／及び再委託先に対して必要な措置等を命じるよう指示をいたします。代表機関は再委託先に対し、当該措置に応じた対応ができるよう、適切な義務を課してください。</p> <p>第5項</p> <p>・再委託先は、再委託契約に定める義務のほか、国の不正行為等対応ガイドライン及びAMED の不正行為等対応規則の定められた研究機関の義務を遵守することになりますので、再委託先にこれらの遵守義務を課してください。</p>
<p>(乙の責任及び事故報告義務)</p> <p>第35条 乙は、本委託研究開発を乙の責任において実施するものとし、本委託研究開発の遂行過程で乙、研究者等又は第三者の生命、身体又は財産に損害が生じ、その他何らかの紛争等が生じた場合においても、乙はその費用と責任においてこれを解決するものとし、甲に何らの損害等も負わせないものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。</p> <p>2 乙は、前項の場合、速やかにその具体的内容を甲に対し書面により報告しなければならない。</p>	<p>・再委託先において、第1項に定められたような状況が発生した場合には、再委託先は、その具体的内容を代表機関に書面により報告させる義務を課してください。</p> <p>(→代表機関は、AMED に対し、再委託先からそのような報告があったこと及びその内容につき、速やかに報告してください。)</p>
<p>(特約)</p> <p>第36条 以下の各号のいずれかに該当する事由が生じるときは、甲は契約項目(3)の研究開発費を減額し又は本委託研究開発を中止させることができる。この場合、研究開発費の減額又は本委託研究開発の中止によって乙に損害が生じても、甲は何ら責任を負うものではない。</p> <p>(1) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の4の規定に基づき定められた甲の中期目標の期間終了時における事業評価において、国が甲の事業について、予算の停止若しくは縮減又は事業の廃止若しくは縮小等の判断をした場合</p>	<p>・本条各号の事由が発生した場合には、本契約における研究開発費の減額・本契約が終了し、再委託契約における研究開発費の減額・再委託契約の終了がありえますので、これらの事情に対応できるよう、再委託先に適切な義務を課すなどしてください。</p>

●AMED 委託研究開発契約書 条文	●再委託契約における注意点
<p>(2) 前号以外の事由により、甲の事業に対する国からの予算措置が停止若しくは縮減され又 は甲の事業が廃止若しくは縮小された場合</p>	
<p>(反社会的勢力の排除) 第 37 条 乙は、以下の各号の一に該当しないことを表明・保証し、甲は、乙が各号の一に該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、何らの催告を要せずに本契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>(1) 乙が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的 勢力(以下、「反社会的勢力」という。)であること、又は反社会的勢力であったこと。 (2) 乙の役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。 (3) 乙の親会社、子会社(いずれも会社法の定義による。以下同じ。)又は本契約等の履行の ために使用する委託先その他第三者が前二号のいずれかに該当すること。</p> <p>2 甲は、以下の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せずに本契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>(1) 乙(乙の役員若しくは実質的に経営を支配する者を含む。以下第 2 号から第 4 号において同じ。)が甲に対して脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること、又は甲の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。 (2) 乙が偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害すること。 (3) 乙が第三者をして前二号の行為を行わせること。 (4) 乙が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。 (5) 乙の親会社、子会社又は本契約等の履行のために使用する委託先その他第三者(これらの役員又は実質的に経営を支配する者を含む。)が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。</p> <p>3 甲は、前二項により本契約を解除する場合には、実際に生じた損害の賠償に加えて、違約金として解除部分に相当する契約金額の 100 分の 10 に相当する金額の支払いを乙に求めることができ、乙は、甲の定める期限までにこれを支払わなければならない。</p> <p>4 第 32 条第 2 項の規定は、本条第 1 項、第 2 項により甲が本契約を解除した場合について準用する。</p>	<p>・再委託契約において、再委託先に関し同様の規定を設けてください。</p>
<p>(個人情報の取扱い) 第 38 条 乙は、本委託研究開発に関して、甲から個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 2 条第 1 項の定義するところによる。以下同じ。)の預託を受けた場合、善良な管理者の注意をもって預託を受けた当該個人情報(以下、「預託個人情報」という。)を取り扱わなければならない。</p> <p>2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 預託個人情報を第三者(本委託研究開発につき再委託する場合における再委託先を含む。)に預託若しくは提供し又はその内容を知らせること。</p>	<p>・再委託契約において、再委託先に関し同様の規定を設けてください。</p>

●AMED 委託研究開発契約書 条文	●再委託契約における注意点
<p>(2) 預託個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。</p> <p>3 乙は、預託個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止措置その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 甲は、必要があると認めるときは、乙の事務所及びその他の乙の業務実施場所等において、預託個人情報の管理状況等について調査し、乙に対して必要な指示をすることができる。</p> <p>5 乙は、預託個人情報を、本委託研究開発の終了後に速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。</p> <p>6 乙は、預託個人情報について漏洩、滅失、毀損その他本条の違反が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。</p>	
<p>(債権債務の譲渡等の禁止)</p> <p>第 39 条 乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、本契約上の地位、本契約上の権利義務の全部若しくは一部又は本委託研究開発の実施により生じる債権債務の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。</p> <p>2 前項に定める甲の事前の書面による承諾は、債権債務等の譲渡申請書の甲に対する提出によるものとし、甲は申請書の審査を行うものとする。</p> <p>3 甲は、乙から提出された申請書を審査した結果、妥当と判断される場合は、乙に対し、承認通知書を発出するものとする。</p>	<p>・再委託契約において、再委託先に関し同様の規定を設けてください。</p>
<p>(存続条項)</p> <p>第 40 条 国の不正行為等対応ガイドライン並びに甲の不正行為等対応規則及び甲の利益相反管理規則において本委託研究開発終了後の対応にかかる義務に関する規定(第 3 条第 4 項及び第 5 項、第 4 条、第 34 条を含むがこれらに限られない。)、第 13 条から第 19 条、第 22 条、第 23 条、第 25 条第 2 項、第 26 条から第 30 条、第 37 条第 3 項及び第 4 項、第 38 条から第 42 条の規定は、本契約終了後も、各条項において期間が規定されている場合にはその期間中、期間が規定されていない場合には各条項に定められた義務の遵守に必要な限りにおいて存続する。</p>	<p>・代表機関が AMED に対して負っている義務が存続する期間中は、各義務に相当する再委託先の代表機関に対する義務が遵守されるよう、手当てしてください。</p>
<p>(管轄)</p> <p>第 41 条 本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。</p>	<p>・適切な条項を定めてください。</p>
<p>(協議)</p> <p>第 42 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、両当事者誠実に協議の上解決するものとする。</p>	<p>・適切な条項を定めてください。</p>